

障害者施策について

(2008年9月1日現在)

※「ホームヘルパー・ガイドヘルパーの利用時間の要望」について、「ヘルパーは足りているため、要望に応えられている」と答えたのは、37市町村(60.7%)。「ヘルパーがいなくて応えられていない」は13市町村(21.3%)。「状況を掴んでいない」と答えたのは、11市町(18.0%)
 ※「今年7月からの利用料負担の軽減」について、独自の負担軽減をおこなっているのは17市町(27.9%)
 ※「第2期障害福祉計画策定」について、西尾市、豊明市、美和町のみが「要望の把握は特別行っていない。予定もない」と答えた以外、他の市町村では聞き取り調査やアンケート調査を行っている、または、予定している
 ※利用時間の要望について、蒲郡市は「時間帯によっては対応できない場合もあるが、必要に応じ市福祉課が事業所等と調整し対応している」、北名古屋市は「要望に応えられているがヘルパーが不足」

市町村名	利用時間への要望			7月からの利用料負担の軽減			第2期障害者福祉計画策定について		
	応えられている	応えられていない	状況を掴んでいない	国制度のまま	独自軽減策を実施	減免内容	聞き取り調査	アンケート調査	要望の把握はしていない
合計	37	13	11	44	17		41	31	3
1 名古屋市		○			○	軽減世帯の拡大。資産要件の撤廃。通所・在宅利用者軽減をグループホーム等利用者へ拡大。		○	
2 豊橋市	○				○	低所得Ⅰの月額8,000円を超えて支払った利用者負担額を助成している		○	
3 岡崎市		○		○				○	
4 一宮市			○		○	地域生活支援給付事業の利用者負担は合算して負担上限月額までの負担。障害福祉サービスの利用もある方については、障害福祉サービスなどの利用者負担と合算して高額地域生活支援サービス費の算定基準までの負担(償還払い)	○		
5 瀬戸市	○			○			○	○	
6 半田市		○		○			○		
7 春日井市		○			○	2007年4月から児童デイサービス利用者負担全額免除。障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る利用者負担限度額を合算して適用。	○	○	
8 豊川市			○		○	利用料は、自立支援給付費及び地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日中一時・訪問入浴)を合算して、国が定める月額上限額に設定	○	○	
9 津島市	○			○				○	
10 碧南市	○			○				○	
11 刈谷市			○	○				○	
12 豊田市	○			○			○		
13 安城市	○			○				○	
14 西尾市	○			○					○
15 蒲郡市	○				○	児童デイサービスの本人負担を半額助成	○		
16 犬山市	○			○		※地域生活支援事業については、独自の軽減措置あり	○		
17 常滑市		○		○			○		
18 江南市	○				○	移動支援について、所得是非課税世帯では5%での利用、デイサービスでは1回200円、課税世帯では300円とする軽減		○	
19 小牧市	○			○			○	○	
20 稲沢市			○	○			○		
21 新城市		○		○			○		
22 東海市		○		○			○		

市町村名	利用時間への要望			7月からの利用料負担の軽減			第2期障害者福祉計画策定について		
	応えられている	応えられていない	状況をつかんでいない	国制度のまま	独自軽減策を実施	減免内容	聞き取り調査	アンケート調査	要望の把握はしていない
23 大府市	○				○	地域生活支援事業において負担上限額については、国に準じているが負担率については市民税非課税世帯は、半額の5%としている。		○	
24 知多市		○			○	地域活動支援センターの利用料は無料、従前から実施している児童デイサービスも利用者負担無料	○		
25 知立市	○				○	障害福祉サービスと地域生活支援事業の合算を行い月額上限負担額の管理実施	○		
26 尾張旭市	○			○			○		
27 高浜市	○			○				○	
28 岩倉市	○			○			○	○	
29 豊明市	○			○					○
30 日進市	○			○			○	○	
31 田原市		○			○	日常生活用具、補装具給付を除く障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した上限負担額としている	○		
32 愛西市	○			○			○		
33 清須市	○			○				○	
34 北名古屋市	○				○	児童の補装具負担額を5%軽減	○	○	
35 弥富市	○			○				○	
36 東郷町			○		○	低所得世帯(町民税非課税)は利用料を半分。地域生活支援事業(第2号事業)は月額負担上限額の設定、障害者生活支援福祉給付金により町独自の負担軽減策	○		
37 長久手町		○		○			○		
38 豊山町	○			○			○	○	
39 春日町	○				○	月額負担上限については介護給付、補装具、地域生活支援事業を合わせて介護給付の上限月額	○		
40 大口町	○				○		○	○	
41 扶桑町	○			○			○	○	
42 七宝町	○			○			○		
43 美和町			○	○					○
44 甚目寺町	○			○			○		
45 大治町			○	○				○	
46 蟹江町	○			○				○	
47 飛島村		○		○			○	○	
48 阿久比町	○			○			○	○	
49 東浦町	○			○			○		
50 南知多町			○	○			○		
51 美浜町			○	○			○	○	
52 武豊町			○	○				○	
53 一色町	○			○			○		
54 吉良町			○	○			○		
55 幡豆町	○			○			○		
56 幸田町	○			○				○	
57 三好町		○			○	障害児通園施設の給食費を町が負担	○		
58 設楽町	○			○			○	○	
59 東栄町	○			○				○	
60 豊根村	○			○			○		
61 小坂井町		○			○	自立支援給付の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業の利用料は合算して、上限負担額を定めている。(補装具については別扱い)	○		